

# 空間相対名詞解釈の決定における認知メカニズム

高橋 奈津美 ( 京都大学大学院 )

## 1. はじめに

空間相対名詞とは一般に、修飾要素との相対的な空間関係を表す名詞をいい、代表的なものとして「前・後ろ」「上・下」「右・左」「東・西・南・北」「そば」「横」などがある。例えば「前」はそれ自体では意味的に充足せず、「車の前」のように修飾要素をとることで解釈が可能となる。

本発表では「車の前」のような「X(=空間的存在)のY(=空間相対名詞)」という空間表現の解釈が「基準点用法 / 部分用法」と「固有の方向の反映 / 直示的方向の反映」という2種類のパラメータを用いた認知メカニズムのもとに決定されることを主張し、同時に関連する言語現象もとりあげる。

## 2. 基準点用法と部分用法

空間相対名詞の先行研究においては、空間表現「XのY」におけるXとYの係に詳しく言及したものは少ない<sup>1</sup>。しかしXとYの位置関係が、例えば文脈によって異なることが(1)から分かる。

(1) a. 車の前にパトカーがとまっている



図1.1(a)「車の前」

b. 車の前に大きなキズがついている



図2.1(b)「車の前」

本発表ではこの2種類の解釈方法をそれぞれ「基準点用法」「部分用法」とよぶ。

<sup>1</sup>空間相対名詞の記述分析としては奥津(1974)がある。奥津(1974)の提案する「基準点外相対名詞 / 基準点内相対名詞」の区別はXとYの位置関係に注目した点で「基準点用法 / 部分用法」と共通するが、奥津の分類はXの性質とYとの関連性に言及していない点や後述する修飾節との相関関係が示されない点で問題がある。

(2) a. **基準点用法** : Xを基準点と捉え、Xに対する方向Yに言及する。=(1a)

b. **部分用法** : Xそのものを構造体と捉え、X固有の部分Yに言及する。=(1b)

(1)は文脈から「基準点用法 / 部分用法」が区別できるが、(3)では多義性が生じる。加えて、基準点用法の「Xに対する方向Y」は、「X固有の部分Yを反映する場合(3a) / 話し手(または聞き手)から見た直示的な方向Yを反映する場合(3b)」に分類しえる。

(3) 車の前に子供が座っている

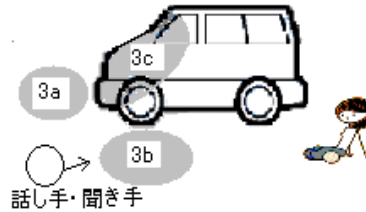


図3.(3)「車の前」

以上2種類のパラメータから、「XのY」には基本的に3つの解釈が可能となるといえる(表1)。

表1. 空間表現「XのY」の解釈の要因

	X固有のYを反映	直示的なYを反映
基準点用法	=解釈(3a)	=解釈(3b)
部分用法	=解釈(3c)	(想定していない)

一方、各パラメータの性質において、表1の解釈に制限が生じる場合があることを次節で述べる。

## 3. 空間相対名詞解釈における制限

### 3.1 空間的存在Xの固有の構造について

まず、空間的存在Xがそれ自体に固有の構造としての部分Yを持たない場合は、「X固有の方向Yまたは部分としてのYを反映する」ことができないため、解釈の幅が狭まる。固有の構造Yの決定要因となる認知条件については、Miller

and Johnson-Laird (1976)などに詳しい。

例えば「X=木」の場合、木はそれ自体の構造から決定される固有の「前」部分を持たないため、(4)の解釈も表2のように限られる。

(4) 木の前に子供が座っている

表2. (4)「木の前」の解釈の要因

	X固有のYを反映	直示的なYを反映
基準点用法		木(=X)を基準点と捉え、Xに対する直示的な前(=Y)方向に言及する。
部分用法		

### 3.2 空間相対名詞Yの直示性の有無について

また「前」は(3a)(3b)のように基準点用法において空間的存在 X の固有の方向を反映した解釈も、話し手(聞き手)から見た直示的な方向を反映した解釈も可能である。一方、「東・西・南・北」などのいわゆる絶対指示的な空間相対名詞は、(5)のように「基準点用法 / 部分用法」の区別は可能であるが、直示的な解釈は許されない。

(5) a. キャンパスの東に魚屋がある(基準点用法)

b. キャンパスの東に文学部がある(部分用法)

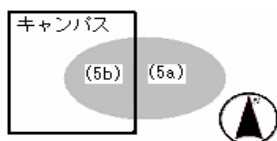


図4. (5a, b)「キャンパスの東」

表3. (5)「キャンパスの東」の解釈の要因

	X固有のYを反映	直示的なYを反映
基準点用法	=解釈(5a)	
部分用法	=解釈(5b)	

### 4. 節による修飾との相関性

前節までの議論では空間相対名詞 Y に「基準点用法 / 部分用法」という分類法を提案し、空間表現「X の Y」の解釈決定の認知メカニズムお

よび制限を考察したが、この分類法を採用することで、他にも興味深い現象が観察できる。

空間相対名詞 Y は、「X の Y」の他に「修飾節 + Y」のように節をとって相対性の基準を表す場合がある。しかし、「部分用法」に限っては、このような修飾節をとることができない。

(5)a. [車がとまっている] 前にパトカーがとまっている(基準点用法、cf.(1a))

b.\* [車がとまっている] 前に大きなキズがついている(部分用法、cf.(1b))

c. [車がとまっている] 前に子供が座っている(基準点用法のみ解釈可、cf.(3))

以上のような「基準点用法 / 部分用法」と「節をとれる / とれない」との相関性は、名詞修飾構造の分析などから検討の余地がある。

### 5. まとめ

本発表では、今まで十分に議論されてこなかった空間相対名詞の解釈の決定要因を認知メカニズムの観点から整理した。特に新たに提案する「基準点用法 / 部分用法」と「X固有のYの反映 / 直示的なYの反映」という2種類のパラメータを用いることで、空間表現「X の Y」で生じる解釈の制限が理論的に説明できることを示した。また関連事象として、「基準点用法 / 部分用法」と「修飾要素として節をとれる / とれない」との相関関係を示した。認知科学的メカニズムや修飾節構造についてより広範囲かつ詳細な研究を行うことが今後の課題である。

### 参考文献

- Miller, George A. & Philip N. Johnson-Laird (1976). *Language and Perception*. Cambridge, Mass : Harvard University Press.
- 奥津敬一郎(1974).『生成日本文法論』. 東京 : 大修館書店.